

税制上の優遇措置

個人の場合

《所得税》

大津市社会福祉協議会への寄附については、従来からの所得控除制度に加えて、税額控除制度も適用となり、ご寄附いただいた方は確定申告時に「所得控除」もしくは「税額控除」のいずれか有利な控除方法を選択することができるようになりました。

【対象となる寄附金】

平成27年5月15日以降の大津市社会福祉協議会への寄附金

【控除を受けるための手続き】

確定申告をする必要があります、以下の書類を添付する必要があります。

- 寄附金受領証明書
- 税額控除に係る証明書の写し ◎賛助会費のお振込確認後、郵送により送付いたします。

【所得控除と税額控除の違い】

1. 所得控除	(寄附金額-2,000円) = 控除対象額 (所得金額から控除)
2. 税額控除	(寄附金額-2,000円) × 40% = 控除対象額 (所得税額から控除) ※控除が受けられる寄附金は、総所得金額40%が限度 ※税額控除は、所得税額の25%が限度

★詳しくは最寄りの税務署にご照会ください。

《住民税》

個人住民税における寄附金控除として、大津市社会福祉協議会に対する寄附金についても寄附金控除の対象となっています。

【控除を受けるための手続き】

寄附金の領収書を添付して申告を行う必要があります。

1. している場合……所得税の手続きと連動しているので、住民税の申告は不要です。
2. していない場合……住所地の市区町村に住民税の申告をする必要があります。
この場合は、所得税の還付は受けられません。

【住民税に係る寄附金税額控除額】

1. 県民税	(寄附金額-2,000円) × 4%
2. 市町村民税	(寄附金額-2,000円) × 6%

★詳しくはお住いの都道府県、市区町村の関係窓口にご照会ください。

法人の場合

会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されますが、社会福祉法人などの特定公益増進法人に対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で寄附金の合計額と特別損金算入限度額といずれか少ない金額の範囲内で損金に算入されます。

★詳しくは最寄りの税務署にご照会ください。